

乗合タクシーの利用の仕方

手順1	事前登録をしてください。
	乗合タクシーの利用には事前登録が必要です。公民館、市役所地域活動応援課で登録の受付をしています。 登録後、利用者証を送付します。一度登録いただくと更新の必要はありません。
手順2	希望する便の30分前までにタクシー会社に電話で予約してください。
	予約の仕方（例） 「乗合タクシーの予約です。登録番号〇番の 大仙はな ですが、8時の便に〇番の〇〇乗降所から乗ります。 行き先は〇〇病院です。帰りは、午後1時の便に〇〇病院から乗ります。」 【留意点】・利用者証に記載されている登録番号と、お名前をお知らせください。 ・複数の方が乗る場合は、乗る人数をお知らせください。
手順3	電話で予約した乗降所で、タクシーをお待ちください。
	ご乗車の際には利用者証を運転手にお見せください。
手順4	タクシーから降車する際に500円の利用料金をお支払いください。
	片道（1回）の利用料金は1人500円です。乗り合った場合、1人あたり400円となります。 ※交通助成券「のりのりきっぷ」での支払いも可能です。 【帰りの便について】・帰りの便についても、希望する便の30分前までにタクシー会社に予約してください。 ・中心市街地にある医療機関などから乗車することができます。

大仙市交通助成券「のりのりきっぷ」について

大仙市では、75歳以上の方、もしくは免許返納者の方に市内を運行する公共交通の利用料金として使える交通助成券「のりのりきっぷ」を交付しています。

- (1) 75歳以上の方：年間 5,000円
申請は、お住まいの地域の支所市民サービス課（大曲地域は地域活動応援課）の窓口か、電話にて受付。
- (2) 免許返納された方：年間 5,000円
申請は、お住まいの地域の支所市民サービス課（大曲地域は地域活動応援課）の窓口にて受付。
◎申請添付書類
①申請による運転免許の取消通知書
②運転経歴証明書
③運転免許経歴証明書（取消） のいずれか1つを持参のうえ申請してください。
（上記①～③について詳しくは警察署又は運転免許センターにお問い合わせください）

【利用期間】 令和5年4月20日～令和6年3月31日

【利用できる公共交通】 ①路線バス（羽後交通） ②コミュニティバス ③循環バス ④市民バス
⑤乗合タクシー ⑥中仙乗合自動車 ⑦民間のタクシー

【利用方法等】 上記の公共交通の利用料金として使うことができ、1枚100円の券面額で、1回の乗車で何枚でも利用できます。おつりは出ません。ご本人のみの利用とし、譲渡や売買は禁止とします。

【交通事業者】 羽後交通 ☎0187-63-2215 大曲タクシー ☎0187-62-0050 仙北タクシー ☎0187-62-0605
サンタクシー ☎0187-62-3141 おやしきタクシー ☎0187-62-4111
よつやタクシー ☎0187-66-1428 新昭和タクシー ☎0187-75-1038
中仙タクシー ☎0187-56-2310 黒銀タクシー ☎0187-62-8888
つなぐ介護・福祉タクシー ☎0187-65-8099 介護タクシーG・G ☎090-4631-4727